**平成２７年（フ）第６３号**
栃木県宇都宮市平松本町882番地69　カーサイマイＣ
破産者　小原澤正幸
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２５年（フ）第９７号**
群馬県みどり市笠懸町久宮436番地１
破産者　有限会社周東製作所
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２６年（フ）第３６号**
群馬県桐生市広沢町４丁目2217番地の１
破産者　アサヒ産業株式会社
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２６年（フ）第５３４号**
群馬県太田市新井町552番地19
破産者　株式会社エコスタイル
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２５年（フ）第２４４号**
三重県松阪市大黒田町1582番地１、破産手続開始決定時の住所三重県松阪市石津町59番地17
破産者　札立　直人
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第１５３号**
三重県津市雲出本郷町1800番地の１
破産者　株式会社中勢運輸
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第２０４号**
三重県津市南丸之内15番45号、前住所三重県津市上浜町２丁目136番地１
破産者　トイーズヤハシこと　矢橋　季子
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２５年（フ）第９５４号**
京都市左京区岩倉長谷町517番地148、開始決定時の住所京都市左京区岩倉花園町297番地の13
破産者　中　　千佳
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第９５６号**
京都市西京区大原野東境谷町２丁目１番地２617号、開始決定時の住所京都市左京区岩倉花園町297番地の２
破産者　中　　郁子
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第４１９号**
兵庫県加古川市平岡町新在家457番地１大貴ビル３Ａ
破産者　有限会社遊友ホーム
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２７年（フ）第１１１号**
福岡県福津市光陽台１丁目16番地の11、前住所広島市南区段原２丁目14番８号
破産者　亡徳賢治相続財産
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第９７号**
沖縄県うるま市石川白浜１丁目３番１号
破産者　株式会社環境おきなわ
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２６年（フ）第３１２号**
岐阜市領下1973番地９
破産者　有限会社ステップＭ．Ｈ．Ｓ
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２６年（フ）第３１３号**
岐阜市尼ケ崎町１丁目９番地２　パビリオン梅林苑Ａ棟207号室
破産者　奥村　敏也
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２６年（フ）第５２号**
熊本県八代市沖町四番3500番地
破産者　有限会社ケイアールティ
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所八代支部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２６年（フ）第４９２号**
神奈川県愛甲郡愛川町春日台１丁目５番地の11
破産者　金子　俊治
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２６年（フ）第１９号**
大分県日田市三本松１丁目１番24号　想夫恋寮
破産者　大木　　渉
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

**平成２６年（フ）第４７８号**
札幌市東区北41条東15丁目５番18―102号、開始決定時の住所札幌市東区北42条東13丁目１番13号　日の丸マンションＢ７号
破産者　田中希代美（旧姓服部）
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２１５１号**
札幌市西区八軒10条東３丁目１番15―710号
破産者　小島　浩治
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２２６１号**
北海道江別市いずみ野15番地の15
破産者　中村　　聡
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部